

第20期定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年5月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 札幌市中央区北四条西一丁目1番地
共済ビル 6階
共済ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主の皆様へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、ご出席の株主の皆様におかれましては、当日までの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、感染予防の観点から、株主総会終了後の決算説明会を中止させていただくことといたしました。また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

| | |
|---|----|
| 第20期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 提供書面 | |
| 事業報告 | 3 |
| 計算書類 | 27 |
| 監査報告 | 30 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 35 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 36 |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 | 47 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | 53 |
| 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | 57 |
| 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 | 59 |
| 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 | 59 |
| 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 | 60 |

株 主 各 位

証券コード 2930

2021年5月7日

札幌市中央区北一条西一丁目6番地

株式会社北の達人コーポレーション

代表取締役社長 木下勝寿

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行等の諸事情により、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所 札幌市中央区北四条西一丁目1番地 共済ビル 6階 共済ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 第20期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 4 インターネット開 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款示に関する事項 第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・ 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kitanotatsujin.com>)

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

(事業概要)

当社は、主にインターネット上で一般消費者向けに自社オリジナルブランドの健康美容商品等を販売する「Eコマース事業」を展開しております。

・商品戦略

当社は、「びっくりするほど良い商品ができた時にしか発売しない」という方針のもと、顧客ニーズに対して具体的に効果を体感しやすくリピート使用されやすいものだけを商品化しております。購入者による満足度を最も重視しており、独自に設けた750項目の品質チェックをすべて通過したものだけが商品化されるため、実際に発売に至る商品は開発案件のわずか2%に留まりますが、品質を最重要視しており圧倒的な顧客満足を追及しております。

近年、当社商品に対する男性からの需要が高まってきたことを受け、男性の肌質や体質に特化した男性向け商品の開発にも注力しております。男性化粧品市場は約1,200億円規模にまで成長し、さらなる成長が見込まれており(株式会社富士経済「化粧品マーケティング要覧 2020 No. 2」2020年3月26日)、こうした市場にアプローチすべく、継続的に男性向け商品の開発にも努めてまいります。

なお、当社は従来「1商品で10億円から20億円の売上高を目指せるニッチマーケット」商品を中心に展開してまいりましたが、現在は「高い利益率を維持したまま1商品で50億円から100億円規模の売上高を目指せるマスマーケット」に向けた商品開発を行っております。

・販売戦略

Eコマース事業においては、採算性を度外視して広告投資を拡大すれば一時的に売上高を伸ばせる側面がありますが、財務基盤を強化しつつ持続的な成長を図るため、当社では売上高以上に利益を重要な業績評価指標としております。

採算性の高い効率的な広告投資を実現するため、受注1件当たりには要する広告宣伝費の指標であるCPO(注1)と、顧客が将来もたらす売上高の予測額であるLTV(注2)との関連性を計算のうえ、必要利益から逆算して受注1件当たりには使用可能な広告宣伝費の上限として上限CPOを厳し

く設定しております。また、常時5,000本程度出稿している広告のCP0をデイリーで算出し管理するため、「広告宣伝費を抑えたいうえで効率的に新規獲得すること」を目的に独自で開発した「広告最適化のための分析・運用システム」を用いて自社で管理しております。

さらに、売上原価や広告宣伝費だけではなく、人件費等の間接費をABC（注3）により集計したうえで、商品ごとに当社独自の5段階利益を用いて管理しております。これにより、利益率の増減が大きかった際にどの商品のどの段階に要因があったかを適時に判断できる仕組みを構築しております。

以上のように高い品質の商品を徹底した管理のもと販売しており、これに加えて、定期購入型のビジネスモデルを採用しているため、継続的に購入していただけることで安定成長する収益構造を実現しております。

なお、ビジネスモデル・事業概要・今後の展望等については以下の動画からもご確認いただけます。（<https://www.kitanotatsujin.com/aboutus/media-performance/>）

（サマリー）

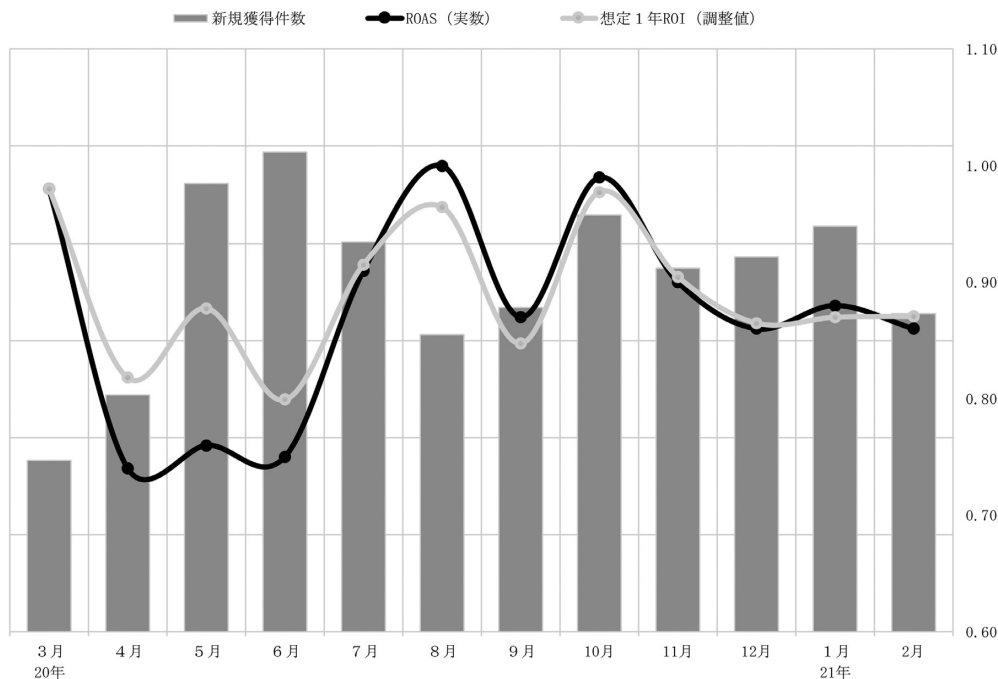
当事業年度における実績及び業績予想（計画）比は、下記のとおりです。

| | 2021年2月期 | | | 2020年2月期 |
|-----------|----------------|-----------|-----------------|------------|
| | 当初業績予想 （計画） | 実績 | 当初業績予想 （計画）比 | |
| 売上高（千円） | 8,227,826 | 9,270,604 | 1,042,778 | 10,093,343 |
| 売上総利益（千円） | 6,133,267 | 7,023,152 | 889,885 | 7,645,502 |
| 販売管理費（千円） | 4,126,567 | 4,992,061 | 865,493 | 4,730,173 |
| 広告宣伝費（千円） | 2,020,759 | 2,681,834 | 661,074 | 2,748,221 |
| 営業利益（千円） | 2,006,699 | 2,031,091 | 24,391 | 2,915,329 |
| 経常利益（千円） | 2,007,067 | 2,048,792 | 41,725 | 2,923,996 |
| 当期純利益（千円） | 1,357,781 | 1,387,835 | 30,053 | 1,974,824 |

売上高は当初発表予想（2020年4月14日）の8,227,826千円を大きく上回る9,270,604千円となりました。これは、新規獲得件数が想定よりも大幅に増加したことによるものです。各段階利益につきましては、計画を大きく上回る規模での広告投資を行ったこと等により、当初発表予想を僅かに上回る着地となりました。また、2021年1月14日に公表いたしましたとおり当初発表予想の売上高を9,100,000千円に増額修正しておりましたが、こちらも上回って着地いたしました。

なお、第4四半期会計期間において、一部商品におけるクリエイティブが功を奏したことで注文が殺到したため、製造が追い付かずご注文からお届けまでに数ヵ月待ちとなっている状況です。この発送遅延により、本来であれば当事業年度に計上されるはずだった売上高及び利益は、翌事業年度以降に上乘せされる見通しです。

(新規獲得件数及び広告投資効率)



※新規獲得件数及びROASは、一部商品において生じている発送遅延を考慮し、受注日ベースにて表示しております。
 ※想定1年ROIは、2020年3月の想定1年ROI（非公表）とROAS（0.98）が同数となるように調整した数値となります。
 ROASとの比較が容易となるよう調整した数値であり、実数ではありません。

新規獲得件数につきましては、2020年3月の最悪期を脱し底打ちしており、2020年5月及び2020年6月の新規獲得件数の大幅な増加は「上限CPOの引き上げ（注4）」施策によるものの、2020年7月以降の投資効率は改善傾向となっております。2020年7月以降の新規獲得件数につきましても堅調に推移しており、第4四半期会計期間は第3四半期会計期間とほぼ同水準の新規獲得件数となっております。

当社は定期購入型のビジネスモデルを採用しており、将来の売上高及び利益をもたらす新規顧客をいかに獲得できるかが事業を展開するうえで重要となります。こうした新規顧客を獲得するための広告宣伝費は、Eコマース事業を手掛ける企業においては先行投資との位置付けであるため、当社でも上限CPOを設定したうえで積極的に広告宣伝費への投資を行っており、当事業年度の広告宣伝費は計画を661,074千円上回る2,681,834千円となりました。

| 月次 | 2020年 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2021年 1月 | 2月 |
|----------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|------|
| 広告宣伝費 (百万円) | 158 | 204 | 261 | 309 | 240 | 182 | 235 | 219 | 213 | 226 | 229 | 202 |
| ROAS | 0.98 | 0.74 | 0.76 | 0.75 | 0.91 | 1.00 | 0.87 | 0.99 | 0.90 | 0.86 | 0.88 | 0.86 |

しかし、Eコマース事業の特性上、採算性を度外視し広告投資を拡大すれば一時的に新規獲得件数を増加させ売上高を伸ばせる側面があるため、広告投資効率の指標であるROAS（注5）にも注視が必要となります。

2020年4月から2020年6月においてROASが大きく低下しておりますが、これは「上限CPOの引き上げ」に加え、「獲得が好調だった商品の単価及び施策の特性（注6）」によるものです。「上限CPOの引き上げ」によるROASの低下は計画的な実施であったものの、結果的には広告出稿量と広告宣伝費を要さない注文の相関関係は薄く、「上限CPOの設定が高すぎる状態」のまま広告出稿を行っていたため、上限CPOの算出方法を従前の方法に戻しました。

一方で、「獲得が好調だった商品の単価及び施策の特性」によるROASの低下は一時的なものであり、その後リピート購入されることで想定どおりの利益貢献が見込まれるものです。ROASは「投資した広告宣伝費により新規で獲得した商品売上がいくらであるか」という指標ですが、商品の利益率やリピート率等は考慮されておられません。よって、より正確な投資効率を把握するにはそれらを考慮する必要があり、「投資した広告宣伝費に対して1年後にどれだけの利益が見込まれるのか」という指標である想定1年ROI（注7）が重要となります。当社は、これまでの膨大なデータを基にLTVを正確に算出するスキルを有しており、そこから広告宣伝費に対する想定1年ROIを算出しております。

前ページのグラフは、ROAS及びROASとの比較のために実数を調整した想定1年ROIの推移になります。2020年4月から2020年6月においては大きな乖離が見られますが、これは「獲得が好調だった商品の単価及び施策の特性」によるものであり、ROASの下げ幅よりも想定1年ROIの減少幅は

小さく、一時的にROASは低下したもののその後の利益に貢献するものです。

(新規獲得件数増加のための施策)

・アフィリエイト

数事業年度前まで当社の新規獲得方法の柱であったアフィリエイト（注8）の活用に再び注力すべく、アフィリエイト事業者へのアプローチに取り組みました。新規獲得件数増加のため複数の施策を展開しておりますが、当事業年度において最も成果として現れたのが本施策であり、四半期会計期間ごとに右肩上がりですべて件数を伸ばし、第4四半期会計期間のアフィリエイトによる新規獲得は第1四半期会計期間と比較すると3.8倍にまで増加しております。今後も取り扱う商品数や広告稼働媒体を拡大させ、アフィリエイトの強みや特徴を活かし新規獲得件数の増加を図ってまいります。

・ECモール

Amazonや楽天市場といったECモールにおける販売も強化しており、第4四半期会計期間の新規獲得は第1四半期会計期間と比較すると2.2倍にまで増加しており、従来とは異なるインターネット購買層を順調に獲得しております。なお、Amazonにおいては海外市場を攻略するうえで重要な販売チャネルであると認識しており、今後も継続して国内Amazonの拡大に取り組みつつ、市場規模が格段に大きい米国Amazonへの進出も検討しております。

・インターネット以外の販売チャネル

男性向けファッション誌を含めた雑誌広告や一部地域ではありますが地上波でのテレビ広告等、当社が従来手掛けてきたウェブ広告以外の手法による広告配信にも取り組んでおります。なかでも、BS放送等でのインフォマーシャル広告における新規獲得が好調です。数事業年度前より取り組んでいた施策ではありますが、当社の新規獲得のメインであるインターネットでの獲得とは異なるため、なかなか成果として現れておりませんでした。しかし、継続して取り組んできたことにより、インフォマーシャル広告における制作ノウハウの蓄積や広告配信番組の選定スキルが向上してきたことで、こちらも四半期会計期間ごとに右肩上がりですべて件数を伸ばし、第4四半期会計期間のインフォマーシャルによる新規獲得は第1四半期会計期間と比較すると8.4倍にまで増加しております。こうしたインターネットでは商品を購入しない層は一定数存在すると認識しており、今後の拡大に向け積極的に取り組んでおります。

なお、当事業年度において、これらの拡大に専門的に取り組むチームを新設したことも獲得件数増加の要因であると考えております。今後もこうしたチームを筆頭に、様々な施策を打ち出し事業拡大を図ります。

(LTV向上施策)

当社はこれまで、新規顧客を獲得し定期顧客数を増加させることで業績を拡大してまいりましたが、当事業年度においてはLTVを向上させる施策にも積極的に取り組みました。

具体的には、クロスセル（注9）やアップセル（注10）を推進した結果、特にクロスセルにおいては当事業年度におけるクロスセル発生率を前事業年度と比較すると1.5%から8.9%にまで向上しており、さらに単月では10%を上回る月もあり、一定の成果が出ております。

また、定期顧客の継続率を高めるための取り組みにも注力しております。解約理由のなかには、使用量や使用頻度等の使用方法を誤っている等、正しい使用方法でないためにご満足いただけていなかったケースが一定数存在しており、こうしたケースについても細やかに対応し、継続して使用することで本来の効果を体感していただけるよう、開発者としての専門知識をベースに社内専門スタッフの知識向上や電話の応対品質向上を図ったうえで、専門の窓口を開設いたしました。このような取り組みにより、解約をご希望されていた顧客の定期コース継続率は、開設前と第4四半期会計期間を比較すると8.0%から18.0%にまで向上しております。今後も、顧客満足度及び定期顧客の継続率向上に努めてまいります。

これらを通じて、一部の商品においてはLTVが10%以上も向上する等成果としても現れております。LTVの向上は上限CPOを高く設定することを可能とし、それにより新規獲得件数が増加することが見込まれるため、今後も積極的に取り組んでまいります。

(海外事業展開)

前事業年度において着実に売上高を拡大した台湾支社につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費マインドの冷え込みが日本以上に厳しく、売上高の成長が鈍化しておりますが、台湾支社の売上高が全体に占める割合は低く、当社全体の業績に与える影響は軽微であります。

当事業年度においては、取り扱う商品数の増加、台湾出身の専任担当者の採用及び教育の実施、新規広告媒体の調査等、今後の台湾支社の拡大に向けた体制整備に着手しており、さらに台湾以外のアジア圏への進出につきましても準備を進めております。新型コロナウイルス感染症の拡大状況や収束時期を注視しつつ、海外事業の拡大に向けてさらに注力してまいります。

(M&A)

当社は、経営戦略の一環として積極的なM&Aを通じた収益基盤の多様化及び成長の加速に取り組んでおり、当事業年度においては、以下の企業について子会社化するための株式譲渡契約を締

結いたしました。

・株式会社エフエム・ノースウエーブ

| | |
|---------|---|
| 事業概要 | 北海道を放送地域対象とするFMのラジオ局であり、ラジオによる基幹放送及び広告放送、放送番組の制作並びに販売事業等を展開。 |
| 株式取得の目的 | 同社が有している音声コンテンツの制作ノウハウと当社が有しているマーケティングノウハウ及び広告運用ノウハウの相互活用等を通じて、「デジタル音声広告（デジタルオーディオアド）」の攻略に取り組む。 |
| 背景 | デジタル音声広告の市場規模は、2020年の16億円から2025年には420億円にまで拡大すると予想されており（株式会社デジタルインファクト「デジタル音声広告市場規模推計・予測 2019年—2025年」2020年3月30日）、当社としても今後のさらなる成長のためにはインターネット購買層以外の新規獲得も重要であると判断したため。 |
| 今後の事業戦略 | 企業ブランド醸成を目的としたラジオ番組の制作や放送による広報活動、当社の想定顧客層に向けた通販ラジオ番組の制作、北海道民なら誰でも知っている同社の知名度及びブランド力を活かした他事業への展開等 |
| 株式譲渡実行日 | 2021年3月31日 |

・株式会社ASHIGARU

| | |
|---------|---|
| 事業概要 | 自社オリジナルヘアアイロン「SALONMOON」を各種ECモールにて販売。創業わずか2年で累計販売台数15万台の大ヒットを記録しているほか、主要ECモールの口コミでも高評価を獲得。 |
| 株式取得の目的 | 同社が有している美容家電ジャンルの商品開発及びECモールでの販売ノウハウに当社の経営リソースを投入することで、SALONMOONシリーズの販売拡大、美容家電ジャンルの新規開拓により、さらなる事業拡大を図る。 |
| 背景 | Amazon等のECモールは今後も成長の余地が大きく、また、近年の美容ニーズの多様化に伴うホームエステ（エステサロンや美容室での美容施術効果を家庭でも得られるよう行うセルフケア）の普及により、美容家電市場は拡大を続けているため、今後のさらなる事業拡大のためには、ECモールの販路拡大及び美容家電等の新たなジャンルの商品開発が重要であると判断したため。 |
| 今後の事業戦略 | SALONMOONシリーズの販売拡大、当社商品のAmazonでの販売拡大、当社商品と親和性のある美容家電商品の開発等 |
| 株式譲渡実行日 | 2021年5月（予定） |

(注1) CPO

Cost Per Orderの略で、受注1件あたりに要する広告宣伝費の金額。

(注2) LTV

Life Time Valueの略で、顧客がもたらす生涯売上高の金額。

(注3) ABC

Activity Based Costingの略で、活動基準原価計算。間接費を、稼働時間等の基準に基づいて各商品のコストとしてできるだけ正確に配賦することによって、販売活動等のコストを正確に把握する原価計算手法。

(注4) 上限CPOの引き上げ

当社はインターネット上の広告経由（広告宣伝費を要する注文）での新規獲得が大半を占めているが、一定数存在する検索エンジン経由やECモール経由等の「広告宣伝費を要さない注文」を、商品認知度の向上すなわち広告出稿量の増加に比例して増加するものと分析し、これらを加味し新しい係数を組み込んだうえで上限CPOを算出した。これにより上限CPOが引き上がったものの、結果的には広告出稿量と「広告宣伝費を要さない注文」の相関関係は薄く、「上限CPOの設定が高すぎる状態」のまま広告出稿を行っていたため、2020年7月より従前の算出方法に戻した。

(注5) ROAS

Return On Advertising Spendの略で、広告出稿に対してどれだけ売上があったか成果を計る広告投資効率の指標。100万円を広告宣伝費に使用し、90万円の売上を上げた場合のROASは0.90。1.00以下の場合、初回購入時の収支はマイナスだが、定期購入の場合は、継続的に購入されることで収支がプラスになる。

(注6) 獲得が好調だった商品の単価及び施策の特性

当社が商品ごとに設けている上限CPOは、当該商品のLTVを基に算出される。LTVは商品の特長（アプローチする悩み）によってそれぞれ大きく異なり、また商品単価とLTVは必ずしも相関するわけではなく「商品Aよりも商品Bの方が販売単価は高いが、LTVは商品Aの方が高く商品Bよりも上限CPOを高く設定できる」ケースがある。さらに、LTVの高い商品は新規獲得時において割引等の施策を行っても投資回収が見込めるため、新規獲得件数の増加を目的に積極的に割引施策を打ち出すが、「商品単価は低いが上限CPOを高く設定できる商品」の新規獲得が好調だった場合、新規販売単価は低くなり一時的にROASは低下する。

(注7) 想定1年ROI

ROIとは、Return On Investmentの略で、広告出稿に対してどれだけ利益があったか成果を計る広告投資効率の指標。当社では想定1年ROIとして、広告出稿に対して1年後にどれだけ純粗利（1年LTVから商品原価、送料及び決済手数料等の注文連動費を差し引いた当社独自の指標）が得られるかの見込みを図る指標として使用。

(注8) アフィリエイト

ウェブ広告手法の一つであり、媒体主（アフィリエイト）が運営するブログやウェブサイト等の媒体に、広告主の商品やサービスについての広告を掲載し、閲覧者がそのリンクを経由して商品を購入した場合に広告主が媒体主に手数料（報酬）を支払う仕組み。

(注9) クロスセル

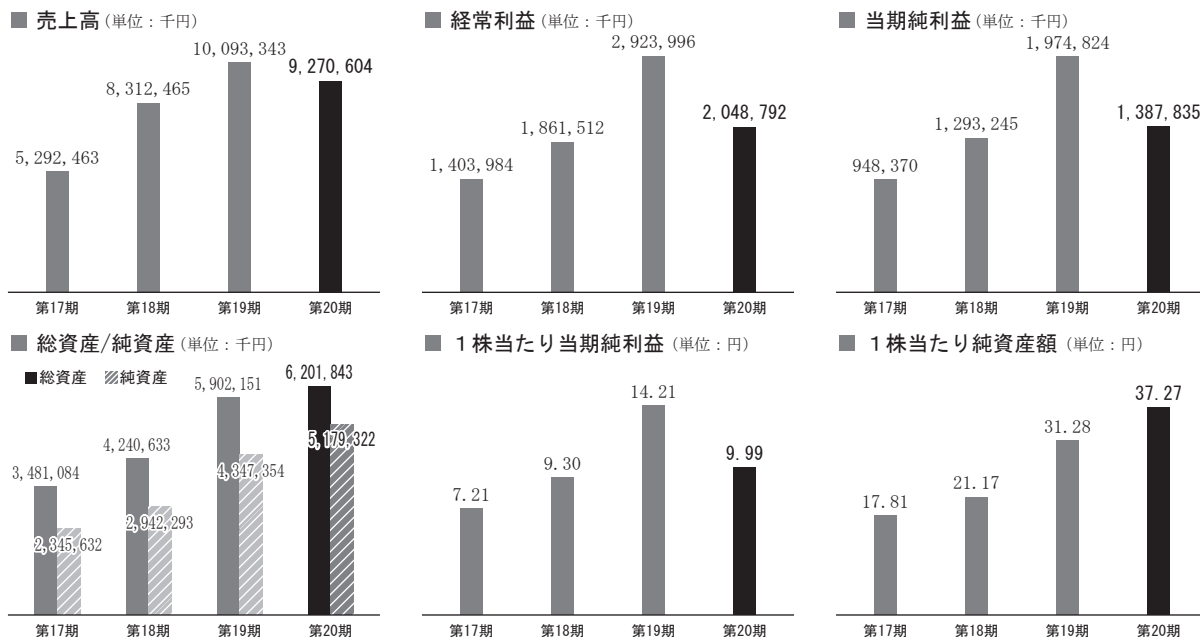
現在購入している商品だけではなく、別の商品も購入してもらうためのセールス手法。LTVの向上のほか、顧客にとっては決済手数料や配送コストの節減メリットがある。

(注10) アップセル

現在購入している商品よりも単価の高い商品を購入してもらう、若しくは現在加入している定期コースよりも受け取る商品個数が多い定期コースに移行してもらうためのセールス手法。LTVの向上のほか、顧客にとっては定期コースの割引率が高くなるメリットがある。

- ② 設備投資の状況
当事業年度中における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度中における重要な資金調達ははありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



| 区 分 | 第17期 (2018年2月期) | 第18期 (2019年2月期) | 第19期 (2020年2月期) | 第20期 (当事業年度) (2021年2月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円) | 5,292,463 | 8,312,465 | 10,093,343 | 9,270,604 |
| 経常利益 (千円) | 1,403,984 | 1,861,512 | 2,923,996 | 2,048,792 |
| 当期純利益 (千円) | 948,370 | 1,293,245 | 1,974,824 | 1,387,835 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 7.21 | 9.30 | 14.21 | 9.99 |
| 総資産 (千円) | 3,481,084 | 4,240,633 | 5,902,151 | 6,201,843 |
| 純資産 (千円) | 2,345,632 | 2,942,293 | 4,347,354 | 5,179,322 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 17.81 | 21.17 | 31.28 | 37.27 |

- (注) 1. 第17期において、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2017年11月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割、及び2018年2月15日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が第17期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①顧客との継続的な関係構築

当社は定期顧客からの売上が全体の売上の約7割を占めており、今後の安定的な収益確保のためには顧客との継続的な関係構築が必要不可欠と考えております。具体的には、商品の魅力をより理解していただくことを目的とした販売サイト及び商品同封物等の改良や、アフターサポートサービスの向上を通じて、さらなる顧客満足度の向上を推進してまいります。

②人材育成と組織体制の強化

当社は事業の拡大に伴い、実務担当者を積極的に採用しており、能力の向上を目的とした社内研修や外部から講師を招いた研修を行っておりますが、全従業員が一層スキルアップできるよう人材の教育・育成に引き続き注力してまいります。

また、さらなる組織の拡大においては、実務担当者を指揮する中間マネジメント層の人員強化が必要不可欠であると考えております。今後も、マネジメント職としての経験を有した人材の中途採用や、社長及び取締役の直接指導による中間マネジメント層の育成を図ることで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

③システムセキュリティ及びサイトの安全性強化

当社は、自社運営ECサイトにて商品を販売していることから、個人情報を含む多くの機密情報を保有しており、お客様が安心して利用できるようにECサイトの安全性や信頼性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。今後もシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決できるよう、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、情報管理体制の強化に取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、内部統制、リスク管理、コンプライアンス、開示情報統制が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値の向上につながると考え、今後も公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウントビリティ（説明責任）を果たしてまいります。

⑤商品開発力の向上

商品開発においては、価値観の多様化による消費者ニーズの変化や商品ライフサイクルの短縮化、急速な技術革新や購買行動・流通構造の変化による経営環境の変化、競合商品との競争激化等が業績に大きな影響を与えることを認識しております。当社は、これらに対応した商品を開発するため、顧客との接触で得る情報を最大限に生かすとともに、開発商品ジャンルの拡大、商品開発スピードの向上、商品開発の判断基準となる市場調査方法のブラッシュアップ等に努めてまいります。

また、ESGに関する意識も高まっていることから、環境負荷（環境汚染物質、プラスチック汚染等の廃棄物）低減や持続可能な資源の確保等についても重要な経営課題として認識しており、これらにも配慮した商品開発に取り組んでまいります。

⑥事業領域の拡大

継続的な企業価値向上のため、既存事業の成長に加えシナジー効果の期待できる企業のM&Aを通じた事業領域の拡大が必要と考えており、当事業年度には2件のM&Aを実施いたしました。引き続きM&Aを通じた収益基盤の多様化及び成長の加速化に取り組むとともに、当社グループの個々の事業会社の強みを活かしながら、グループ会社間でのシナジーを最大限に発揮できるよう連携を強めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

当社は、主にインターネット上で一般消費者向けに自社オリジナルブランドの健康美容商品等を販売する「Eコマース事業」を行っております。

(6) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

| | |
|-------|--------------------|
| 本社 | 札幌市中央区北一条西一丁目6番地 |
| 支社 | 東京(東京都中央区)、台湾(台北市) |
| 連絡事務所 | 大韓民国(ソウル特別市) |

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 150(17)名 | 25名増(1名減) | 31.8歳 | 2.8年 |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー等)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当事業年度末において使用人数が前事業年度末に比べて25名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 480,000,000株

(2) 発行済株式の総数 141,072,000株
(自己株式2,105,200株を含む)

(3) 株主数 47,042名

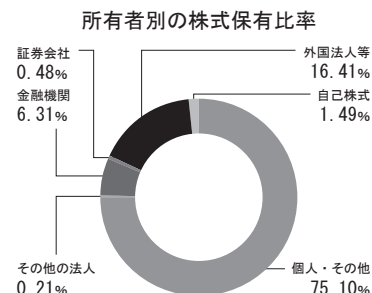
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|-------------|--------|
| 木下 勝寿 | 72,055,400株 | 51.85% |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 5,987,600株 | 4.31% |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 5,860,700株 | 4.22% |
| THE BANK OF NEW YORK 133652 | 4,696,400株 | 3.38% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 2,859,400株 | 2.06% |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055 | 1,926,400株 | 1.39% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 1,922,986株 | 1.38% |
| 木下 浩子 | 1,756,800株 | 1.26% |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 | 1,132,600株 | 0.82% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038 | 770,800株 | 0.55% |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,105,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

| | |
|--------------------|------------|
| 株式会社日本カストディ銀行 | 5,860,700株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 2,859,400株 |



3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2021年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の様況 |
|----------|------|--|
| 代表取締役社長 | 木下勝寿 | WEBマーケティング部長 |
| 取締役副社長 | 堀川麻子 | 商品部長兼カスタマーサービス部長兼東京支社長 |
| 取締役 | 飯盛真希 | 人事総務部長 |
| 取締役 | 工藤貴史 | 管理部長 |
| 取締役 | 高岡幸生 | リージョンズ株式会社代表取締役 株式会社リージョナルスタイル代表取締役 |
| 取締役 | 島宏一 | グリー株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社リグア社外取締役 株式会社コスモスイニシア社外取締役 |
| 常勤監査役 | 定登 | |
| 監査役 | 甚野章吾 | 甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社グラフィックホールディングス社外監査役 |
| 監査役 | 小林隆一 | 一般社団法人北海道警友会副会長 株式会社レブニーズ社外取締役 |

- (注) 1. 取締役飯盛真希氏の戸籍上の氏名は、加藤真希であります。
2. 取締役高岡幸生氏、島宏一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役定登氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外監査役であります。
4. 監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役高岡幸生氏、島宏一氏、監査役小林隆一氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。
6. 2020年5月28日付で、堀川麻子氏は専務取締役から取締役副社長に就任いたしました。
7. 2020年5月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役清水重厚氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|--------------|---------|---------------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 7名（2名） | 150,750千円（5,400千円） |
| 監査役（うち社外監査役） | 3名（3名） | 9,450千円（9,450千円） |
| 合 計（うち社外役員） | 10名（5名） | 160,200千円（14,850千円） |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、2020年5月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社代表取締役及び株式会社リージョナルスタイル代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役島宏一氏は、グリー株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社リグア社外取締役及び株式会社コスモスイニシア社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社グラフィックホールディングス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役小林隆一氏は、一般社団法人北海道警友会副会長及び株式会社レブニーズ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|-------------|--|
| 社外取締役 高岡 幸生 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。 |
| 社外取締役 島 宏一 | 2020年5月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。他社社外取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。 |
| 社外監査役 定 登 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。また監査役会14回の全てに出席いたしました。主に金融行政や、証券会員制法人札幌証券取引所運営に携わってきた豊富な経験及び見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 甚野 章吾 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また監査役会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 小林 隆一 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。また監査役会14回の全てに出席いたしました。主に警察行政に携わってきた豊富な経験及び見識に基づいて発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員です。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 (千円) |
|--------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,000 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,200 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商品のギネス登録申請に関する確認業務の対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。
また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。
- ② 当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- ③ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。
- ④ 取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者（通報者）が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

《当期における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針は定めておりますが、当事業年度において当社には子会社が存在しないため、当該体制の運用状況の概要については、該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表 (2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 5,857,845 |
| 現金及び預金 | 3,612,973 |
| 売掛金 | 583,625 |
| 製品 | 914,093 |
| 仕掛品 | 113 |
| 原材料及び貯蔵品 | 56,247 |
| 前渡金 | 6,000 |
| 前払費用 | 33,725 |
| 預託金 | 582,000 |
| その他 | 72,585 |
| 貸倒引当金 | △3,518 |
| 固定資産 | 343,997 |
| 有形固定資産 | 99,595 |
| 建物 | 77,659 |
| 工具、器具及び備品 | 21,936 |
| 無形固定資産 | 29,164 |
| 特許権 | 529 |
| 商標権 | 12,490 |
| 意匠権 | 444 |
| ソフトウェア | 15,700 |
| 投資その他の資産 | 215,237 |
| 差入保証金 | 161,933 |
| 繰延税金資産 | 53,304 |
| 資産合計 | 6,201,843 |

| 科目 | 金額 |
|----------------|------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 1,022,521 |
| 買掛金 | 235,669 |
| 未払金 | 451,041 |
| 未払法人税等 | 206,550 |
| 未払消費税等 | 11,389 |
| 前受金 | 2,476 |
| 預り金 | 8,399 |
| 販売促進引当金 | 48,908 |
| 株主優待引当金 | 37,442 |
| 返品調整引当金 | 11,456 |
| その他 | 9,187 |
| 負債合計 | 1,022,521 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 5,179,322 |
| 資本金 | 273,992 |
| 資本剰余金 | 253,992 |
| 資本準備金 | 253,992 |
| 利益剰余金 | 5,086,911 |
| その他利益剰余金 | 5,086,911 |
| 繰越利益剰余金 | 5,086,911 |
| 自己株式 | △435,574 |
| 純資産合計 | 5,179,322 |
| 負債純資産合計 | 6,201,843 |

損益計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 9,270,604 |
| 売上原価 | 2,249,106 |
| 売上総利益 | 7,021,498 |
| 返品調整引当金戻入額 | 13,111 |
| 返品調整引当金繰入額 | 11,456 |
| 差引売上総利益 | 7,023,152 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,992,061 |
| 営業利益 | 2,031,091 |
| 営業外収益 | 17,701 |
| 受取利息 | 83 |
| 為替差益 | 5,130 |
| サンプル売却収入 | 2,050 |
| 講演料収入 | 499 |
| 受取弁済金 | 4,592 |
| 助成金収入 | 4,004 |
| その他 | 1,340 |
| 営業外費用 | 0 |
| その他 | 0 |
| 経常利益 | 2,048,792 |
| 特別損失 | 4,626 |
| 固定資産売却損 | 33 |
| 固定資産除却損 | 4,593 |
| 税引前当期純利益 | 2,044,166 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 623,333 |
| 法人税等調整額 | 32,997 |
| 当期純利益 | 1,387,835 |

株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 273,992 | 253,992 | 253,992 | 4,254,943 | 4,254,943 | △435,574 | 4,347,354 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △555,867 | △555,867 | | △555,867 |
| 当期純利益 | | | | 1,387,835 | 1,387,835 | | 1,387,835 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 831,967 | 831,967 | — | 831,967 |
| 当期末残高 | 273,992 | 253,992 | 253,992 | 5,086,911 | 5,086,911 | △435,574 | 5,179,322 |

| | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|
| 当期首残高 | 4,347,354 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △555,867 |
| 当期純利益 | 1,387,835 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | — |
| 当期変動額合計 | 831,967 |
| 当期末残高 | 5,179,322 |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月20日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 北 倉 隆 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 島 貫 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの2020年3月1日から2021年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月26日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

| | | | | |
|------------------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 定 | | 登 | Ⓜ |
| 監査役 (社外監査役) | 甚 | 野 | 章 | 吾 |
| 監査役 (社外監査役) | 小 | 林 | 隆 | 一 |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

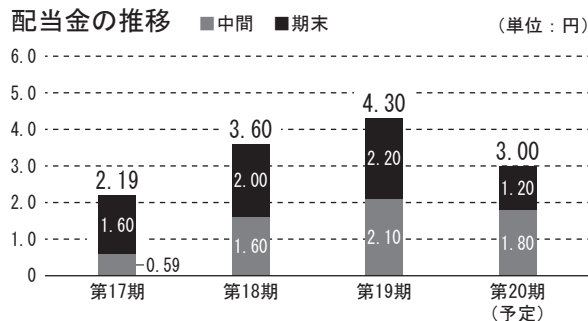
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

当社普通株式1株につき金 1.2円
配当総額 166,760,160円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月26日

<ご参考>



配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題の1つとして認識しており、経営基盤の強化や内部留保の充実等を勘案しつつ、配当性向30%を目安として配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

なお、内部留保金につきましては、経営基盤の強化や事業拡大等に有効投資してまいります。

(注) 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2017年11月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割及び2018年2月15日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第17期の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当金をそれぞれ記載しております。(銭未満の端数を切上げております。)

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、当社は、2021年2月15日付の「株式会社ASHIGARUの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」「株式会社エフエム・ノースウエーブの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、美容家電等の製造・販売等を行う株式会社ASHIGARU及びラジオによる基幹放送及び広告放送等を行う株式会社エフエム・ノースウエーブと、子会社化するための株式譲渡契約をそれぞれ締結いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設や、子会社化するための株式譲渡契約締結に伴う事業内容の拡大に備えるため、現行定款第2条の目的事項の追加等を行います。

- ② 本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------|----------------|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 (現行どおり) |
| 1. ～3. (条文省略) | 1. ～3. (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、日用品雑貨等の販売・製造事業</p> | <p>4. 加工食品、生鮮食品、健康食品、健康補助食品、栄養機能食品、特定保健用食品、健康器具、<u>家庭用電化製品、化粧品、美容用品、ペット用品、介護用品、酒類、衣料品、雑貨等の企画、製造、販売、輸出入及び輸出入代行</u></p> |
| (新設) | 5. <u>超短波ラジオによる基幹放送及び広告放送</u> |
| (新設) | 6. <u>放送番組の制作、販売及び放送時間の販売</u> |
| (新設) | 7. <u>出版、録音、録画、音盤の企画、制作及びその製品の販売</u> |
| (新設) | 8. <u>映画、音楽、美術、スポーツ等の事業の企画、制作、興行、プロモーション及び請負並びにアーティスト、タレント等のマネジメント及びプロモート</u> |
| (新設) | 9. <u>映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、制作、複製及び販売並びにこれらのソフトの放送・通信等情報サービスの提供</u> |
| (新設) | 10. <u>放送・通信を利用した通信販売及び斡旋並びに商品販売の企画及び開発</u> |
| (新設) | 11. <u>固定及び移動通信サービスの提供</u> |
| (新設) | 12. <u>有線テレビジョン放送業務</u> |
| (新設) | 13. <u>著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得、譲渡並びに使用許諾</u> |
| (新設) | 14. <u>著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した関連商品の販売</u> |
| (新設) | 15. <u>旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u> |
| (新設) | 16. <u>レストラン、飲食店、ライブハウス、宿泊施設、スポーツ施設、遊戯施設の経営及び運営管理</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(新設) (新設) (新設) <u>5.</u> 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> | <p><u>17.</u> 音楽プロダクション業務 <u>18.</u> 人材派遣業務 <u>19.</u> 広告宣伝業及び広告代理店業 <u>20.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 (現行どおり) (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告による方法とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き<u>その他株式</u>予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株主権行使の手続その他株式に関する手続及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き<u>その他の株主名簿及び新株</u>予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び連結</u>計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p data-bbox="279 193 666 220">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="208 314 281 341">(員数)</p> <p data-bbox="190 353 707 381">第20条 当社に取締役7名以内を置く。</p> <p data-bbox="208 435 281 462">(新設)</p> <p data-bbox="208 556 334 583">(選任方法)</p> <p data-bbox="190 595 752 740">第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="190 795 752 861">2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="208 916 281 943">(任期)</p> <p data-bbox="190 955 752 1061">第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="208 1115 281 1143">(新設)</p> | <p data-bbox="1022 148 1100 175">変更案</p> <p data-bbox="787 193 1335 263">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p data-bbox="795 314 867 341">(員数)</p> <p data-bbox="777 353 1339 420">第20条 当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名以内を置く。</p> <p data-bbox="777 435 1339 501">2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="795 556 920 583">(選任方法)</p> <p data-bbox="777 595 1339 783">第21条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="777 795 1339 861">2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="795 916 867 943">(任期)</p> <p data-bbox="777 955 1339 1100">第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="777 1115 1339 1221">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> | <p>3 補欠又は増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の残任期間とする。</p> <p>4 退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (新設) | <p><u>(監査等委員会)</u> <u>第25条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(報酬等) <u>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(報酬等) <u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p data-bbox="190 193 470 223">第26条 (条文省略)</p> <p data-bbox="278 273 666 303">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="205 353 296 384">(員数)</p> <p data-bbox="190 394 724 424">第27条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p data-bbox="205 474 376 505">(選任の方法)</p> <p data-bbox="190 515 757 662">第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="205 712 296 742">(任期)</p> <p data-bbox="190 752 757 863">第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="190 873 757 984">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p data-bbox="205 1034 394 1064">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="190 1075 757 1146">第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p data-bbox="780 193 1085 223">第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="795 273 870 303">(削除)</p> <p data-bbox="795 353 870 384">(削除)</p> <p data-bbox="795 474 870 505">(削除)</p> <p data-bbox="795 712 870 742">(削除)</p> <p data-bbox="795 1034 870 1064">(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|------|
| <p><u>(監査役会)</u> <u>第31条 監査役会は、常勤監査役が招集し、その議長となる。</u> <u>2 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u> <u>3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(報酬等)</u> <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項のほか、当会社は、基準日を定め、<u>基準日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>(配当財産の除斥期間)</u> <u>第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> |
| (新設) | <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位及び担当 | 候補者属性 |
|-------|----------------------|--|-------|
| 1 | きのした かつひさ 木 下 勝 寿 | 代表取締役社長 兼 WEBマーケティング部長 | 再任 |
| 2 | ほりかわ あさこ 堀 川 麻 子 | 取締役副社長 兼 商品部長 兼 カスタマーサービス部長 兼 東京支社長 | 再任 |
| 3 | いいもり まき 飯 盛 真 希 | 取締役 人事総務部長 | 再任 |
| 4 | くどう たかひと 工 藤 貴 史 | 取締役 管理部長 | 再任 |
| 5 | しま こういち 島 宏 一 | 取締役 | 再任 |
| 6 | たおか けい 田 お 岡 敬 | — | 新任 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|--|--|--|---------------|
| 1 | きのした かつひさ 木 下 勝 寿 (1968年10月12日生) | 1992年4月 株式会社リクルート入社 1999年12月 合資会社サイマート設立 無限責任社員 2002年5月 当社設立 代表取締役社長就任 2020年11月 当社代表取締役社長兼WEBマーケティング部長就任 (現任) | 72,055,400株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 木下勝寿氏は、当社創業以来一貫して代表取締役を務め、また、インターネット通信販売事業における豊富な経験と知見によって、WEBマーケティング部の責任者として当社の成長をけん引してまいりました。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 | ほりかわ あさこ 堀 川 麻 子 (1981年5月17日生) | 2005年3月 株式会社ジオス入社 2006年7月 当社入社 2009年1月 当社執行役員営業部長就任 2009年5月 当社取締役営業部長就任 2015年3月 当社専務取締役営業部長就任 2019年4月 当社専務取締役営業部長兼東京支社長就任 2020年5月 当社取締役副社長兼営業部長兼東京支社長就任 2020年11月 当社取締役副社長兼商品部長兼カスタマーサービス部長兼東京支社長就任 (現任) | 564,000株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 堀川麻子氏は、当社の商品部及びカスタマーサービス部の責任者であり、インターネット通信販売事業の豊富な業務経験と経営に関する知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|-------|--|---|---------------|
| 3 | いもり まき 飯盛真希 (1977年5月29日生) | 2002年4月 時事日本語学院入職 2007年12月 株式会社エイチ・エル・シー入社 2014年10月 当社入社 2018年4月 当社執行役員就任 2020年5月 当社取締役人事総務部長就任(現任) | — |
| | 【取締役候補者とした理由】 飯盛真希氏は、当社の人事総務部の責任者であり、同分野における豊富な経験と知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |
| 4 | くどう たかひと 工藤貴史 (1984年6月9日生) | 2011年4月 税理士法人さくら総合会計入所 2011年7月 エコモット株式会社入社 2013年10月 同社管理部長就任 2015年7月 同社取締役管理部長就任 2020年3月 当社入社 執行役員就任 2020年5月 当社取締役管理部長就任(現任) | 5,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】 工藤貴史氏は、上場企業の取締役管理部長として経営に携わってこられ、また、公認会計士の資格を有している等、経理財務分野における豊富な経験と知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|---|---------------------------------|---|---------------|
| 5 | しま こういち 島 宏 (1957年12月5日生) | <p>1983年5月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス) 入社</p> <p>1997年6月 株式会社リクルートフロムエー (現株式会社リクルートジョブズ) 取締役就任 管理部門担当</p> <p>2001年4月 株式会社リクルート (現株式会社リクルートホールディングス) 財務部長就任</p> <p>2003年4月 同社執行役員就任 財務、総務、法務担当</p> <p>2006年1月 同社執行役員 マーケティング室長</p> <p>2008年4月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ代表取締役社長就任</p> <p>2010年6月 株式会社リクルート常勤監査役就任</p> <p>2015年11月 日本監査役協会常務理事就任</p> <p>2016年9月 グリー株式会社社外監査役就任 株式会社リグア社外取締役就任 (現任)</p> <p>2016年12月 株式会社東京一番フーズ社外取締役就任</p> <p>2017年12月 株式会社ディ・アイ・システム社外取締役就任</p> <p>2020年5月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2020年6月 株式会社コスモスイニシア社外取締役就任 (現任)</p> <p>2020年9月 グリー株式会社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 島宏氏は、株式会社リクルート (現・株式会社リクルートホールディングス) やそのグループ会社にて管理部門等の部門長や取締役、監査役を歴任し、さらには社外役員として複数の上場企業において取締役等の職務執行の監督若しくは監査に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|---|-------------------------------------|---|---------------|
| 6 | た お か け い 田 岡 敬 (1968年8月24日生) | 1992年4月 株式会社リクルート入社 2002年3月 Pokemon USA, Inc. (現Pokemon Company International) Senior Vice President就任 2004年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社アソシエイトコンサルタント 2005年4月 株式会社ナチュラルローソン執行役員就任 2007年4月 株式会社アイ・エム・ジェイ常務執行役員就任 2010年7月 株式会社JIMOS代表取締役社長就任 2018年5月 株式会社ニトリホールディングス 上席執行役員就任 2019年1月 株式会社エトヴォスC00就任 2020年10月 日立グローバルライフソリューションズ株式会社執行役員就任 2021年4月 同社常務取締役就任 (現任) | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田岡敬氏は、株式会社ナチュラルローソンや株式会社ニトリホールディングス等、複数の企業において執行役員を歴任し企業経営や職務執行に携わってこられ、また、株式会社JIMOSや株式会社エトヴォスといった化粧品を扱う企業にて取締役を歴任された実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者木下勝寿氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 候補者飯盛真希氏の戸籍上の氏名は、加藤真希であります。
4. 島宏一氏、田岡敬氏は、社外取締役候補者であります。
5. 島宏一氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、島宏一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田岡敬氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 島宏一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、田岡敬氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
9. 取締役高岡幸生氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|--|------------------------------|---|---------------|
| 1 | さだのぼる 定 (1950年5月19日生) | 2000年7月 北海道財務局総務部総務課長就任 2003年7月 同小樽出張所長就任 2005年7月 同函館財務事務所長就任 2006年7月 証券会員制法人札幌証券取引所専務理事就任 2016年10月 同相談役就任 2017年3月 同相談役退任 2017年5月 当社常勤社外監査役就任(現任) | 14,400株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>定登氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり金融行政に携わってこられたほか、証券会員制法人札幌証券取引所の専務理事として培われた豊富な経験と見識を有しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 | じんのしょうご 甚野章 (1968年7月19日生) | 1994年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)札幌事務所入所 2005年1月 甚野公認会計士事務所開設所長(現任) 2005年1月 北斗税理士法人設立代表社員所長(現任) 2008年6月 札幌監査法人代表社員(現任) 2010年5月 当社社外監査役就任(現任) 2013年5月 株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役就任 2018年5月 株式会社グラフィックホールディングス社外監査役就任(現任) | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>甚野章吾氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業財務にも精通しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|--|-------------------------------------|---|---------------|
| 3 | こばやしりゅういち 小林 隆 一 (1947年5月7日生) | 1999年3月 北海道警察本部総務部参事官兼 総務課長就任 2001年3月 北海道警察釧路方面本部参事官 兼警務課長就任 2002年3月 北海道警察札幌方面北警察署長就 任 2004年3月 北海道警察学校長就任 2005年3月 北海道警察本部地域部長就任 2006年3月 北海道警察釧路方面本部長就任 2007年4月 伊藤組土建株式会社入社理事就任 2014年6月 一般社団法人北海道警友会専務理 事就任 2015年5月 当社社外監査役就任(現任) 2018年6月 一般社団法人北海道警友会副会長 就任(現任) 2020年1月 株式会社レブニーズ社外取締役就 任(現任) | 9,000株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小林隆一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり警察行政に携わってこられた豊富な経験と見識を有しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 定登氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、定登氏、甚野章吾氏及び小林隆一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 小林隆一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、定登氏、甚野章吾氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

ご参考

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び当社が取締役として期待する分野は、以下のとおりです。

| 氏名 | 監査等委員 | 社外 | 在任期間 | 当社が取締役として期待する分野 | | | | |
|-------------------------|-------|----|------|-----------------|----|----|---------|------|
| | | | | 企業経営 経営戦略 | 監査 | 製品 | マーケティング | 顧客満足 |
| きのした かつ ひさ 木 下 勝 寿 | | | 19年 | ● | | ● | ● | ● |
| ほりかわ あさ こ 堀 川 麻 子 | | | 12年 | ● | | ● | | ● |
| いもり ま き 飯 盛 真 希 | | | 1年 | ● | | | | |
| くどう たか ひと 工 藤 貴 史 | | | 1年 | ● | | | | |
| しま こう いち 島 宏 一 | | ● | 1年 | ● | | | | |
| た おか けい 田 岡 敬 | | ● | 0年 | ● | | ● | ● | ● |
| さだ のぼる 定 登 | ● | ● | 4年 | | ● | | | |
| じん の しょう 甚 野 章 吾 | ● | ● | 11年 | | ● | | | |
| こ ばやし りゅう いち 小 林 隆 一 | ● | ● | 6年 | | ● | | | |

※監査等委員への就任予定者は、監査役としての在任期間を記載しております。

| 氏名 | 当社が取締役として期待する分野 | | | | | | 指名・報酬委員会 |
|-------------------------|-----------------|-------|---------------|-------------|----|---------------------------------|----------|
| | ファイナンス* | 財務・会計 | 人事・労務 人材開発 | ダイバーシ ティ | DX | 法務 コンプライ アンス リスク管 理 | |
| きの木 した かつ ひさ 下 勝 寿 | | | ● | | | ● | ● |
| ほり堀 かわ あさ 川 麻 子 | | | | ● | | ● | |
| い飯 もり ま まき 盛 真 希 | | | ● | ● | | ● | |
| く工 どう たか ひと 藤 貴 史 | ● | ● | | | | ● | ● |
| しま島 こう いち 宏 一 | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| た田 おか けい 岡 敬 | | | ● | | ● | ● | ● |
| さだの ぼる 登 | ● | | | | | ● | ● |
| じん の しょう ご 甚 野 章 吾 | | ● | | | | ● | |
| こ ばやし りゅう いち 小 林 隆 一 | | | | | | ● | |

*資本市場における知見、資金調達等の業務経験。

※上記の一覧表は、各取締役が有する全ての知見及び経験を表すものではありません。

※指名・報酬委員会の構成につきましては、本総会終了後の取締役会にて正式に決定する予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|---|---|---------------|
| おかべせいいち 岡部精一 (1961年1月13日生) | 1979年4月 株式会社北海道銀行入行 | — |
| | 2000年2月 株式会社オープンループ入社 | |
| | 2001年4月 株式会社オーバルマネジメント非常勤監査役就任(現任) | |
| | 2004年6月 有限会社M&Sオフィス代表取締役就任(現任) | |
| | 2009年7月 NapaJen Pharma, Inc. CFO就任 NapaJen Pharma株式会社取締役就任 | |
| | 2011年3月 社会福祉法人いちはつの会評議員就任(現任) | |
| | 2015年5月 デイー・アール・シー株式会社非常勤監査役就任(現任) | |
| | 2018年1月 株式会社シーテックス非常勤監査役就任(現任) | |
| 2020年7月 株式会社東京農工大学総合研究所取締役就任(現任) | | |
| 【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岡部精一氏は、複数の企業の取締役や監査役として職務執行、若しくはその監督・監査に携わってこられた実績及び見識を有しておられることから、これらを当社の取締役会の機能強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡部精一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 当社は、岡部精一氏が監査等委員である取締役就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。岡部精一氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 岡部精一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され就任した場合には、独立役員とする予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。当社は2021年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく報酬額は当該方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。当社は2021年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく報酬額は当該方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額250,000千円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は年額20,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をお願いしておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は年額50,000千円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）。なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2021年4月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日時点の時価で評価した金額は、上記年額の範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

株主の皆様へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、ご出席の株主の皆様におかれましては、当日までの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、感染予防の観点から、株主総会終了後の決算説明会を中止させていただくことといたしました。

また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

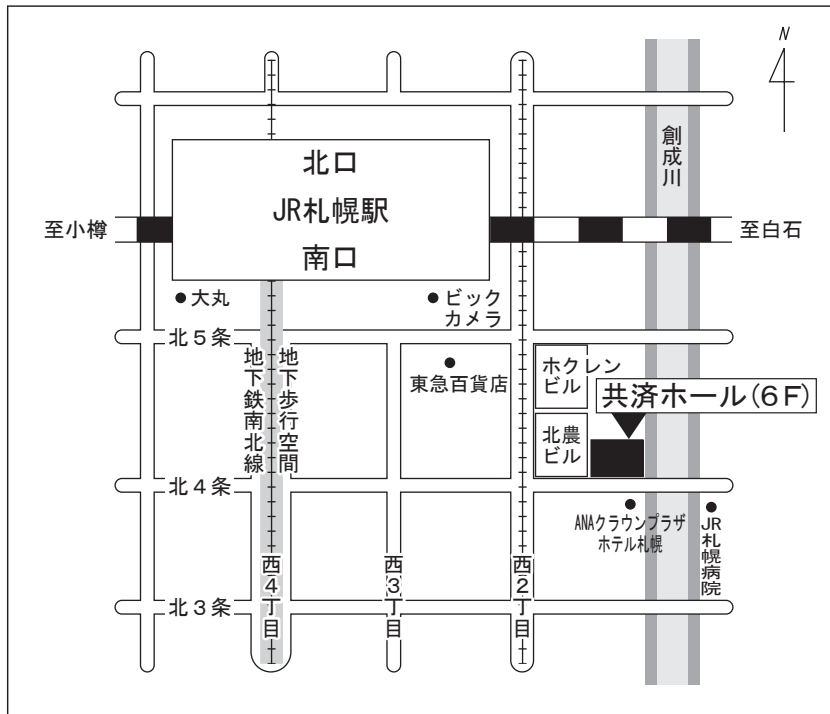
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

札幌市中央区北四条西一丁目1番地

共済ビル 6階 共済ホール

電話 (011) 251-7333



・地下鉄南北線・東豊線さっぽろ駅21番出口より徒歩3分

・JR札幌駅より徒歩10分

・新千歳空港からJR札幌駅まで37分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。